

## 第13回 門真市自治基本条例制定検討委員会議事録

平成 25 年 7 月 30 日（火）

消費生活センター 2 階 会議室

委員長： それでは定刻となりましたので、只今より第13回条例制定検討委員会を開催いたします。

本年度、第1回目の当委員会です。新しい委員の方もおられますが、前委員からの引き継ぎがあったものとして進めさせていただきます。

本日は、条例制定に向けたこれまでの取り組み、条例制定に向けた今後のスケジュール、条例素案の修正内容と関係規則について、事務局より説明がありますので、ご検討いただきたいと考えております。

それでは、案件1 条例制定に向けたこれまでの取り組みについて、事務局より、説明をお願いします。

事務局： 説明に入ります前に本日の資料の確認をさせていただきます。

本日の次第、

資料1 門真市自治基本条例素案出前講座の実施状況

資料2 条例制定に向けたスケジュール（案）

資料3 門真市自治基本条例素案

資料4 門真市自治基本条例施行規則（案）

揃っておりますでしょうか。不足がある場合は、事務局へお知らせください。

早速ではございますが、案件1 条例制定に向けたこれまでの取り組みについて、ご説明させていただきます。

本条例につきましては、昨年7月27日に行いました当委員会において、自治の基本的なルールを定め、協働によるまちづくりを進めるという条例の性格を踏まえ、さらなる市民への周知や環境整備が必要であろうということから、1年程度のスケジュールの見直しを行うこととなりました。

この間、条例制定に向けた機運を高めるため、昨年10月より「人・まち・元気事業」を新たな事業としてスタートさせ、自治基本条例素案の周知や協働によるまちづくりの重要性についての啓発を進めてまいりました。

また、平成25年1月には、課長級から課長補佐級までの職

員全員と希望する職員を対象に自治基本条例素案職員研修を実施し、庁内における周知に努めてまいりました。

資料1 門真市自治基本条例素案出前講座の実施状況をご覧ください。

「人・まち・元気事業」の取り組みの一つとして、昨年10月より、門真市自治基本条例素案出前講座を実施し、これまで、市内で活動する22団体、述べ1147名に対して条例素案について説明し、意見交換をさせていただいております。

講座の中で、市民の皆様から頂いたご意見ですが、主には第16条の地域会議に関することが多く、

- ・地域会議はいつできるのか。
  - ・地域会議は地方分権のさらに細分化ということか。
- などの意見がありました。

また、裏面でございますが、条文以外のその他の意見として、

- ・条例を早く制定する必要があると思う。
- ・地域の様々な団体の協力を得ること、人が集まる土台をマニュアル化して作ってあげてほしい。自治会については退会する人が増えてきており、地域のことについて、話し合ったり、集まる場を作って意識啓発を行う必要があると思う。
- ・みんなでまちを作っていかなければいけないので、今後、このような出前講座を積極的に活用したいと思う。

などの意見がありました。

今後とも、条例制定に向けた機運をより一層高めるため、積極的に自治基本条例素案出前講座を実施してまいります。事務局からは以上です。

委員長： それでは、ご質問のある方は挙手願います。

委員： なし。

事務局： ないようでしたら、次の案件に入りたいと思います。  
それでは、事務局より説明願います。

事務局： 案件2 条例制定に向けたスケジュールについて説明させていただきます。

資料2 条例制定に向けたスケジュール（案）をご覧ください。

先ほどご説明させていただきましたとおり、自治基本条例素案は、出前講座などを通じ、市民の皆様にご説明させていただく中で、早期に条例制定が必要であるという意見もいただいているところであります。

事務局としましては、本日、委員の皆様からご意見をいただいた上で、9月上旬に再度、当委員会を開催いただき、12月に開催されます「門真市議会第4回定例会」に条例案を提出するというスケジュールで、自治基本条例の制定を進めてまいりたいと考えております。

また、地域会議の詳細についての検討を庁内で進め、条例制定後に地域会議が設置されるよう、努めてまいりたいと考えております。

事務局からは以上です。

委員長： それでは、ご質問のある方は、挙手願います。

委員長： ただいま、事務局より説明がありました条例制定に向けたスケジュール案につきまして、異議はございませんか。

委員： 異議なし。

委員長： 次に、案件3 門真市自治基本条例素案の修正について、事務局より説明願います。

事務局： 案件3 門真市自治基本条例素案の修正について、説明させていただきます。

「資料3 門真市自治基本条例素案」をご覧ください。表紙をお開きください。記載内容についてでございますが、左側が、前回の条例制定検討委員会でのご意見を受けて、修正した条例素案でございます。

右側が、出前講座や職員研修等で頂いたご意見を踏まえた上で、事務局において再度精査した、条例素案でございます。

それでは、事務局において再度、条文の精査を行った点につきまして、ご説明させていただきます。

条例素案8ページをご覧ください。第7条の説明部分の11行目、「議会や市役所に付託する」という部分につきまして、議会や市に、責任を持って任せるという意味合いを考慮した上で、「負託」という表記に、修正しております。

続いて、10 ページをご覧ください。第9条（議員の役割）の第1項の条文について、自治基本条例素案職員研修において参加者から意見があり、「議会は、市政を進めるに当たっての議案の審議及び議決並びに市役所の監視を行う機関として」という表現に修正しております。

続いて、15 ページをご覧ください。

第16条（地域会議の推進）の第1項の条文について、地方自治法の表現と併せるため、「地縁団体」を「地縁による団体」という表現に修正しております。

次に、第16条の説明部分の10行目以降ですが、地域会議の範囲について、これまで小学校区を原則としていましたが、現在と異なる新たな人間関係を基盤とした地域活動の展開を図るため、中学校区を範囲する観点から、「一定の地域とは、共同体意識の形成が可能で、多様な主体により構成される単位で、現行の小学校区で行われている自治活動やコミュニティ活動と区分するため、中学校区の範囲を原則とします。」という表現に修正しております。

同じく第16条の説明部分の20行目以降ですが、市内では、活発に地域活動が展開されている自治会が多数あり、加入率の低下などが一概には言えないということがありますので、「地域では、自治会を基盤に地域自治の活性化に向けた取り組みが進められています。また、その他にも、教育や福祉等の課題に対し、各種団体、ボランティア団体、NPO等が活動を展開しています。本条では、これら地域で活動する多様な主体が連携し、より広範な単位で、地域の共通する課題の解決に向け、協働することにより、大きなパワーを発揮できる組織形成について述べています。」という表現に修正しております。

続いて、16 ページをご覧ください。

第17条（門真市自治基本条例推進委員会の設置）の説明部分の7行目ですが、条例素案の市民の定義では、無作為抽出市民に市外在住者などが含まれることを考慮し、「公募市民や学識経験者などにより構成し、客観的な視点からの検証が求められます。」という表現に修正しております。

事務局からは、以上です。

委員長： それでは、ご意見のある方は、挙手願います。

委員： 範囲が小学校区から中学校区に変更しているところが、一番

大きな変更点だと思うのですが、そのあたりについて、もう少し説明していただきたいです。

地域としては、小学校の方がまとまりはあると思うのですが、中学校区となりますと、小学校が2つ3つ一緒になるということで、そのあたりについての課題はどうか、また中学校区とするメリット等をお話ししていただきたいと思います。

事務局： はい。地域会議につきましては、これまで他市の先進事例等を検証してまいりました。

我々の目指す地域会議は、現状のフレームの中で、それぞれ小学校区単位で活動している延長戦上にあるものではなく、新たなフレームで総合力を活かし、協働によるまちづくりを一層進めていこうという視点がございますので、新たな形を設けていく必要があるのではないかとということを検討してまいりました。

他市では、現状の小学校区の枠組みで進めていったところ、団体同士のコミュニケーションがうまく図れないなどの意見もお聞きしますので、そのあたりも考慮した上で、新たな取り組みの発想、互いの力を結び付けていくことができる可能性、スケールメリット等の観点を踏まえ、中学校区という新たな案として出させていただきました。

また、メリットにつきましては、

- ・既存の組織との組織構成の違いが明確になる。
- ・小学校区であれば、地域人口に最大4倍程度の差があるが、中学校区であれば最大約2倍程度の差に縮まる。
- ・現在の地域活動とは異なる、新たな人間関係が構築される可能性がある。
- ・小学校区であれば、全校区に構成員がいない団体であっても、中学校区であれば全校区に構成員がいる団体がある。
- ・既存の取り組みとは異なる、地域会議独自の取り組みが明確になる。
- ・これまで手薄になっていた中学校区で取り組むことにより、現在の地域活動と異なる人間関係を基とした新たな地域活動の展開が図れる。
- ・防災面において、スケールメリットを活かすことができる。などのことを踏まえ、今回案として出させていただきました。

委員： 小学校区では、組織がきちんとあるので、屋上屋のようになるのではないかと思います、地域会議の新しさが出てこないのでは

ないかと懸念していました。

中学校区にすると、新たな組織で、新たな繋がりも生まれ、良いのではないかと思います。

委員長： 説明のとおり、中学校区という大きな範囲に変更になったということで、非常にエネルギーのいることではあるかと思いますが、全庁をあげて取り組む事業でございますので、ご理解いただきたいと思います。

他に何かご意見はございますか。

委員： 範囲について、一定の地域ということですが、中学校区というのは、他に規則等で定めているのですか。

事務局： 後ほど、案件4で規則（案）について説明させていただきますが、規則（案）では、「中学校区を原則とし、市長が認める一定の区域であること」という表現にさせていただいています。

原案は、小学校区もしくは中学校区という形で出てきまして、そこをはっきりしようということで、当委員会で議論し、小学校区となりましたが、その後、自治基本条例素案に対する様々なご意見を頂く中で、検討を重ね、今回、中学校区とさせていただきます。

地域会議の設置に当たっては、地域の方と十分な話し合いを重ね、中学校区単位で設置されるよう、働きかけを行っていきたいと思っています。

また、今後、補助金等に関しても整備を進めていきますが、補助金の交付対象となる組織は、地域会議として認定された中学校区の中で1つだけの組織という仕組みを考えております。そのあたりについても、規則で定めていくことを検討しております。

委員長： 他にご意見はございますか。

ないようでしたら、条例素案については、先ほどのご意見を踏まえた上で、事務局において、再度最終調整を行っていただき、第14回条例制定検討委員会にて最終確認ということでしょうか。

委員： 異議なし。

委員長： 次に、案件4 門真市自治基本条例施行規則について、事務局より説明願います。

事務局： それでは、門真市自治基本条例施行規則について、ご説明させていただきます。

資料4 門真市自治基本条例施行規則(案)をご覧ください。

本規則では、条例の施行に際し定める必要がある、条例素案第16条第1項に規定する「地域会議」及び第17条第1項に規定する自治基本条例推進委員会の組織及び運営について、定めております。

まず、第3条から第10条については、「地域会議」の組織及び運営について定めております。

第3条では、地域会議の設置について、定めております。地域の設立総会において、地域会議を設置した際には、会則、事業計画書、予算書、役員名簿等の、必要書類を市長に提出し、組織として認定を受ける必要があることを述べております。

第4条、第5条では、地域会議の認定などについて、定めております。

第5条第1項の認定要件でございますが、

第1号 地域会議の地域の範囲は、中学校区を原則とし、市長が適当と認める一定の区域であること。

第2号 前号に定める地域の範囲において、地縁による団体の過半数が加入していると認められる組織であること。

第3号 会則等により、目的別団体や地域住民等が参画し、多様な主体により構成されるための仕組みが構築されている組織であること。

第4号 地域会議の目的が条例の規定に適合した組織であることとしております。

また、第9条では、地域会議への支援として、人的支援、財政的支援、及び物的支援等、地域会議に対し、必要な支援を行うことを定めております。

次に、第11条から第18条については、門真市自治基本条例推進委員会の組織及び運営について定めております。

委員会の組織は、委員を20名以内とし、知識経験を有する者、市民、市長が必要と認める者等から構成されることとしております。

また、委員の任期は2年とし、ただし、再任は妨げないものとしております。

さらに、必要に応じて、調査等を行う部会を設置することができることを定めております。

事務局からは、以上です。

委員長： それでは、ご質問のある方は挙手願います。

委員長： 案件4 門真市自治基本条例施行規則について、あるいは、本日の案件1から4の中で、何かございますか。

委員： なし。

委員長： ないようですので、これをもちまして、本日の委員会を閉会いたします。